

龍谷大学付属平安高等学校・中学校のクラブ活動に係る活動方針

- 1 校長は、毎年度、「クラブ活動に係る活動方針」を策定する。
- 2 クラブ顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- 3 校長は、上記1、2の活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- 4 本校の生徒や教職員の員数、校務分担の実態等を踏まえ、クラブ活動指導員を任用し配置する。
- 5 校長は、教師のクラブ活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」3を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- 6 クラブ活動の休養日等の設定について
 - (1) 学期中は、中学校は週当たり2日以上、高等学校は原則として中学校に準じるが、生徒の発達段階や競技レベルに応じて週当たり1日以上、の休養日を設ける。（平日-月曜日～土曜日-の少なくとも1日及び日曜日を休養日とする。日曜日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

高等学校は原則として中学校に準じるが、生徒の発達段階や競技レベルに応じて週当たり1日以上、の休養日を必ず設ける。
 - (2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、クラブ活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - (3) 中学校は、1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の日曜日を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

なお、高等学校においては、生徒の発達段階や競技レベルに応じて平日では3時間程度、学校の休業日（学期中の日曜日を含む）は4時間程度の活動も可とする。
 - (4) 定期試験前後の一定期間（試験前一週間）、運動部共通、学校全体の部活動休養日（年末・年始の学校休業日等）を設ける
- 7 学校単位で参加する大会等について

本校のクラブが顧問引率の下に参加する大会等は、原則として、次のとおりとする。

 - (1) 中学校体育連盟、高等学校体育連盟、高等学校文化連盟、高等学校野球連盟及び京都府私学連合会の主催する大会（研修会・講習会等を含む）
 - (2) スポーツ協会及びその傘下の協会等が主催する大会（研修会・講習会等を含む）
 - (3) (1)(2)に該当する上位団体が無いクラブにおいては、校長が認定した団体等が主催する大会
 - (4) 上記大会を公式大会と認め、それ以外の団体の主催する非公式大会への参加は、原則として、学校単位では認めない。

ただし、練習試合はこの限りではない。

- 8 学校単位で実施する練習試合、遠征・合宿等について
本校クラブが顧問に引率の下に実施する校外での練習試合、遠征・合宿等は、家計負担の軽減を十分に考慮すること。
加えて、遠距離の学校等と行う練習試合・遠征試合（練習）及び競技力の向上や部員相互の信頼感醸成等を目的とする合宿等の実施については、保護者・生徒の合意・同意を得て、その必要性への十分な支持を背景に企画すること。
- 9 クラブ費等の徴収について
クラブ費は事実上学校徴収金であるとの認識で、次の原則を遵守すること。
 - (1) 月毎のクラブ費や特別経費の徴収を保護者に依頼する文書等の発給は、校長と責任顧問の連名で行うこと。
 - (2) クラブ費や特別経費の徴収に際しては、年間の収支予算書を添付して、徴収金額の根拠を明示すること。
 - (3) 年度末においては、クラブ費の収支決算書を明示して、残余金は、原則として、保護者に返金すること。
 - (4) クラブ費の保管は、顧問教師が私的に保管することなく、事務室金庫等への保管を心がけ、その管理に万全を期すこと。
- 10 クラブ活動指導員について
クラブ顧問の業務改善策の一貫としてクラブ指導員制度を導入する。「委嘱に関する申合せ」は、別途これを作成する。
- 11 この申合せは、2019年7月1日から有効とする。